

令和7年度第8回農業委員会総会議事録

開会月日	令和7年11月25日(火)		開議の時刻	午前10時31分			
場所	市総合会館3階 303会議室		閉議の時刻	午前11時20分			
議長	東松山市農業委員会長 久保田 節子						
委員の出席状況							
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名		
	1	荒川 光明	出席	7	鹿田 明		
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三		
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男		
	4	山下 正行	〃	10	松本 禮子		
	5	杉浦 勉	〃	11	久保田 節子		
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名		
	松山	加藤 周二	出席	高坂	加島 隆久		
		武川 美江	〃		栗原 啓一		
	大岡	神庭 善夫	〃		高橋 仟治		
		小山 貞雄	〃	野本	今井 淳一		
		中島 勇	〃		大塚 春夫		
	唐子	小澤 謙一	〃		奥泉 隆		
		戸井田 貞義	〃		小峰 進		
		長谷部 高治	〃				
議題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件</li> <li>・その他</li> </ul>						
公開・非公開の別	公開						
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人						
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)						
	議事參與者						
事務局	氏名	摘要					
事務局長	横田 信行	出席					
副主幹	荒能 豊	〃					
主任	福島 誠	〃					

議 案	議 事 顛 末	
	1 開 会	会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件	2 議事録署名委 員の選任につい て	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意す る。 2 番 須長 則明 委員 3 番 高橋 満康 委員
	3 議 事	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、1 番の申請について、比企郡滑川町在住の申請人（受人）より、大字毛塚在住の申請人（渡人）が、大字下唐子地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は農業に従事する希望があり、自宅近くで農業のできる土地を探していたため、渡人は継続的な農地の管理が困難なため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が 150 日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>2 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、2 番の申請について、大字西本宿在住の申請人（受人）より、大字西本宿在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（田 1 筆）を、受人は自己所有農地に隣接しており、一体利用により効率化を図るため、渡人は高齢手不足で農業経営縮小のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>3 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、3 番の申請について、行田市在</p>

	<p>住の申請人（受人）より、大字下野本在住の申請人（渡人）が、大字下野本地内に所有する農地（畠1筆）を、受人は父の高齢化により農業経営移譲を受けるため、渡人は高齢化により農業経営移譲のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が150日を超えることを申請書類等から確認していく、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p><b>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件について</b></p> <p><b>1番の申請について</b></p> <p>松山地区・須長委員より、1番の申請について、大阪府大阪市に所在する申請人（受人）としての法人より、大字大谷在住の申請人（渡人）が、大字東平地内に所有する農地（畠1筆）を、太陽光発電設備設置用地に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、太陽光発電設備設置用地の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p><b>2番の申請について</b></p> <p>2番の案件について、農業委員の関根委員が議事参与の制限に該当した。</p> <p>松山地区・須長委員より、2番の申請について、大字市ノ川在住の申請人（受人）より、東京都西東京市在住の申請人（渡人）が、大字市ノ川地内に所有する農地（畠1筆）を、専用住宅の建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、専用住宅の建築の必要性も認められる。ただし、資金計画について、事業にかかる費用に対し借入金額が大幅に多額なのが気にかかる。全体的には、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>島田委員より、計画の必要経費に対し借入金が大きすぎると、許可後に申請内容と違う建物の建築などが懸念されるの</p>
--	--

議案第3号 農用地利用集 積等促進計画 (案)の件	<p>で、申請の内容通りに転用されるのか事務局は確認をしてほしい旨の意見がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p><b>3番の申請について</b></p> <p>野本地区・関根委員より、3番の申請について、松山町1丁目に所在する申請人（受人）としての法人より、若松町2丁目住在の申請人（渡人）が、大字上野本地内に所有する農地（畠1筆）を、学童保育施設の園庭に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の1団の農地であるため第1種農地と判断されるが、園庭の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>山下委員より、既存の園庭の有無と広さについて質問がなされた。</p> <p>事務局より、学童保育施設は空き家を利用し新規に設置するものなので、既存の園庭はない旨の回答がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p><b>4番の申請について</b></p> <p>野本地区・杉浦委員より、4番の申請について、行田市在住の申請人（受人）より、大字下野本在住の申請人（渡人）が、大字下野本地内に所有する農地（畠1筆）を、隣接する飲食店へ貸し出す貸駐車場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。なお、受人と渡人は親子関係にある。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、貸駐車場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>会長より、受人が飲食店である転用目的「駐車場」の申請ではなく、受人が渡人から所有権を取得した上で、受人が駐車場を整備し飲食店に貸す「貸駐車場」ということで間違いないか、との確認がなされた。</p> <p>杉浦委員より、その通りである旨の説明がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p><b>議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）の件について</b></p> <p>農業委員の鹿田委員と関根委員、農地利用最適化推進委員の高橋委員が議事参与の制限に該当した。</p> <p>議長は市農政課に説明を求めた。</p>
------------------------------------	---

市農政課より、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第2項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に對して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第19条第3項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聽くよう求めがあった旨の説明が行われる。

戸井田委員より、唐子地区の案件について、前回・前々回の総会の時も話題になったが、今回も同じ法人が、耕作が放棄され荒れた農地を借受ける案件がある。この法人は今後も荒れた農地を借受けて、農地に復元して耕作していく予定なのか、また、そのような形態で農業経営が破綻しないのか、との質問がなされた。

農政課より、当該法人については、耕作面積を広げる希望があるが、状態の良い農地だけでは広い面積を確保するのが困難なことから、耕作面積を広げるために、荒れている農地であっても借りて耕作していきたいという意向がある。ただし、農地に復元しても稻作が出来ない農地については、貸借を解約していく意向である旨の説明がなされた。また、荒れた農地を復元して耕作面積を広げることについて、経営が成り立つか心配な面はあるが、耕作放棄された農地が農地として復元されていく良い機会でもあるので、地元の理解を得ながら進めていきたい、との説明がなされた。

戸井田委員より、東松山市農業公社は地権者と当該法人の橋渡しをしているはずだが、公社は法人とのみ話を進めていくようにも見受けられる。農政課も契約内容等について把握するなど関わりを持ち、後で周辺農業者や地権者に不利益が生じないようにしてもらいたい、との意見がなされた。

会長より、別の案件だが、以前荒れている農地を貸借するにあたり、耕作者が農地を復元した上で借受けるはずが、復元費用を地権者に求める話に変わっていた案件があった。そのようなことがないように、特殊な事情がある案件については、借受者と地権者だけで話し合うのではなく、農政課や農業委員会事務局も契約内容を確認するなど関りを持ち、また、農政課と東松山市農業公社と農業委員会で情報共有していく必要がある、との意見がなされた。また、新規に参入する農業者、特に法人の場合は経営理念などについても確認し、情報共有していきたい、との意見がなされた。

会長より、松山地区の案件で、借受人が川口市在住で農地の一部・200m<sup>2</sup>ほどを借りる案件について、内容の説明を求める。

農政課より、地権者と借受者は親族関係にあり、既に対象農地の耕作を手伝っており、川口市に在住だが頻繁に東松山市に来て耕作している。また、一部とはいえ貸借権を設定するので、中間管理の案件として載せる必要がある旨の説明がなされた。

議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。

<p>報告事案 農業委員会会長専決規定による農地法に基づく届出報告の件</p>	<p>事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。</p> <p>農地法第3条の3権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、2件を確認する。</p> <p>農地法第4条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、1件を確認する。</p> <p>農地法第5条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、1件を確認する。</p> <p>農地所有適格法人の報告の件 事務局から説明が行われ、1件を確認する。</p> <p>解除条件付貸借にかかる報告の件 事務局から説明が行われ、1件を確認する。 島田委員より、1社報告期限が来ているのに未提出の法人がある。その法人は今年度法人の名称が変更されたが、名称を変更したことと今年度報告書の提出の要不要は関係あるのか、との質問がなされた。 事務局より、この法人は単に名称変更されただけの法人。報告義務はあるが未報告なので、報告書の提出を催促していく旨の説明がなされた。</p> <p>農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和7年12月25日（木） 午前10時20分～ 会場 市総合会館3階 303会議室 午前11時20分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和7年度第8回総会を閉じた。</p> <p>以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。</p> <p>令和7年12月25日 議長 久保田 節子 委員 須長 則明 委員 高橋 満康</p>
---	--